訪問型サービスＡ事業（介護予防・日常生活支援事業）の

参考

海田町シルバー人材センターへの委託について

⑴　主旨

平成２９年４月より町事業に移行となった介護予防・日常生活支援事業のうち，従来どおりのサービスより基準緩和をした訪問型サービスＡ事業を海田町シルバー人材センターに事業委託します。

⑵　介護予防・日常生活支援事業のサービス類型

　①　訪問型サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来どおりのサービス | 独自サービス |
| サービス内容 | ・掃除や整理整頓  ・生活必需品の買い物  ・食事の準備や調理  ・衣類の洗濯や補修  ・薬の受け取り  ・入浴の介助  ・外出の見守り  など | ・掃除や整理整頓  ・生活必需品の買い物  ・食事の準備や調理  ・衣類の洗濯や補修  ・薬の受け取り   * 直接体に触れることは該当しません。 |
| サービスを提供する人の条件 | 介護保険サービス事業所の指定を受けている事業所の職員 | ・シルバー人材センターの会員のうち，一定の研修修了者 |
| 基本利用料 | 一月１２，６００円程度 | 一時間につき１，５００円程度 |
| 利用者負担 | １割，２割または３割 | １割，２割または３割 |
| 対象者 | ①　要支援の認定を受けた方  ②　基本チェックリストにより，「事業対象者」と判断された方  基本チェックリストは，全２５項目について，「はい」「いいえ」で答えていただく質問です。運動，口腔，栄養，もの忘れ・うつ症状，閉じこもり等，要介護の要因になりやすい機能について確認します。 | |

　＜対象外のサービス＞

　本人以外のためにすることや日常生活上の家事の範囲を超えることは対象になりません。

・本人以外の家族のための家事，模様替え

・草むしり，花木の手入れ，来客の対応

・ペットの世話，洗車

・大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの　　　など

　②　通所型サービス：従来通りの介護予防サービス事業者

短期集中サービス（認知症予防及び筋力向上トレーニング事業）

⑶　介護予防・日常生活支援事業（独自サービス）利用の流れ

基本チェックリスト

⇒事業対象者

介護認定申請

⇒要支援認定者

地域包括支援センターでケアプラン作成

シルバー人材センターに照会，会員さん選定

サービス担当者会議，ケアプラン確定

サービス実施，実績報告

⑷　実施サービスの分担

　シルバー人材センターが事業受託後，既存のサービスとの区分は次のとおりとなります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 一般のサービス | あんしんお届けサービス | 介護予防・日常生活総合支援事業 |
| 対象 | 全ての町民 | ６５歳以上の高齢者世帯 | 要支援認定者及び  基本チェックリストで事業対象者の該当になった人 |
| 仕事内容 | 全般 | ・ゴミ出し  ・電球の取り換え  ・外出・散歩の付き添い  ・植木の水やり  ・暖房器具などの季節ごとの片づけ  ・精米　　・布団入れ  ・衣類の入れ替え　など | ・掃除や整理整頓  ・生活必需品の買い物  ・食事の準備や調理  ・衣類の洗濯や補修  ・薬の受け取り  直接体に触れることは該当しません。 |
| 料金 | １時間以内  １，１００円 | ３０分以内  ５００円 | １時間以内１，５００円程度  （自己負担１割または２割） |
| 資格 | 特になし | 特になし | 一定の研修修了者（※） |

※一定の研修とは

　介護福祉士または介護職員初任者研修修了者等，知事が行う介護員養成研修修了者

　町が行う介護サポーター（仮称）養成研修修了者